

平成 29 年 9 月 25 日
関東東北産業保安監督部東北支部

仙台エルピーガス株式会社に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、仙台エルピーガス株式会社（法人番号 8370001006687）に対し、ガス事業法第 172 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施したところ、旧ガス事業法第 40 条の 2 第 2 項及び同法第 46 条第 1 項の規定に係る不適切な事案が認められたことから、嚴重に注意するとともに、再発防止対策についての報告を求めました。

1. 関東東北産業保安監督部東北支部（以下、「当支部」という。）は、仙台エルピーガス株式会社から消費機器調査結果年報の報告件数に誤りがあった旨の報告を受け、実態を確認するため、平成 29 年 5 月 26 日、同社に対してガス事業法第 172 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施しました。
2. その結果、同社がガス供給を行っている旧簡易ガス事業の地点群（錦ヶ丘ニュータウン）において、消費機器の調査が旧ガス事業法施行規則第 107 条第 1 項で定める期間で実施されていなかったこと、及び同施行規則第 111 条第 7 号に基づく平成 23 年から平成 28 年までの消費機器調査の結果が正しく報告されていなかったことが認められました。
3. このため、当支部は、同社に対し嚴重に注意するとともに、再発防止対策について、速やかに報告するよう求めました。

【添付資料】

別添：消費機器調査の確実な実施等について（嚴重注意）

（本発表資料のお問い合わせ先）
関東東北産業保安監督部東北支部保安課
担当者：伊藤、中目
電話：022-221-4956（直通）

経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部

20170831産保東第4号

平成29年9月25日

仙台エルピーガス株式会社
代表取締役社長 栗村 渉 殿

関東東北産業保安監督部東北支部長 杉本 信吾



消費機器調査の確実な実施等について（厳重注意）

関東東北産業保安監督部東北支部は、貴社から消費機器調査結果年報の報告件数に誤りがあった旨の報告を受け、実態を確認するため、平成29年5月26日、ガス事業法（昭和29年法律第51号、以下「法」という。）第172条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、旧ガス事業法第40条の2第2項及び同法第46条第1項の規定に係る以下の不適切な事案を確認した。

1. 貴社がガス供給を行っている旧簡易ガス事業の地点群（錦ヶ丘ニュータウン）において、消費機器の調査が旧ガス事業法施行規則第107条第1項において定める期間で実施されていなかった。
2. 同法施行規則第111条第1項表第7号に基づく平成23年から平成28年までの消費機器調査の結果が正しく報告されていなかった。

このような不適切な事案が認められたことは、ガス事業の安全の確保の観点から誠に遺憾であり、今後の保安確保に遺漏なきよう対処されるよう厳重に注意する。

また、再発防止対策について、速やかに報告されたい。